

コミュニティケアサービスセンター利用料金表(1割負担の方)

1. 訪問介護利用料

◎ 平常時間帯(午前8時～午後6時)のご利用料金は次のとおりです。

	サービス提供に必要な時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増毎)
身体介護	国の定める介護報酬額	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円	830円
	利用者負担額	165円	248円	394円	575円	83円
	サービス提供に必要な時間		20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	国の定める介護報酬額		1,810円	2,230円		
	利用者負担額		181円	223円		
※身体介護に引き続き、生活援助を行う場合、所定時間の20分を過ぎてから、25分を増すごとに、66円(198円を上限)追加されます。						
通院等乗降介助	国の定める介護報酬額	通院乗降介助片道		980円		
	利用者負担額	通院乗降介助片道		98円		
初回加算	2,000円/月	200円/月	新規に訪問介護計画を作成した場合に加算されます。 過去二ヶ月以上、当事業所の訪問介護を利用されず、新たに利用開始された場合にも加算されます。			
緊急時訪問介護加算	1,000円/月	100円/月	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。			

- ◎ 特別地域加算:紋別市は、離島や過疎等による理由で厚生労働大臣が定める特別地域となっているため、上記料金表の15%の割増となります。
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算:紋別市以外にお住まいの方がサービスを利用される場合は、上記料金表と特別地域加算を合わせたものに対して5%割増の料金となります。
- 介護職員処遇改善加算:上記合計額に13.7パーセントの介護職員処遇改善加算が加わります。
- ◎ 「サービス提供に必要な時間」とは、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。
- ◎ 上記サービスの利用料金は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づいて決定されたサービス内容を行う為に標準的に必要な時間についての介護給付費体系により計算されます。

- ◎ 平常時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービス提供を行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険支給限度額の範囲内であれば、介護給付の対象となります。
 - ・夜間帯(午後6時より午後10時まで) 25%割増
 - ・早朝帯(午前6時より午前8時まで) 25%割増
 - ・深夜帯(午後10より翌日午前6時まで) 50%割増
- ◎ 2人の訪問介護員が共同でサービス提供を行う必要がある場合は、利用者さまの同意の上で通常利用料金の2倍の料金となります。
- ◎ 介護保険に定められる給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者さまの負担額が変更となります。

2. 介護保険給付の対象とならないサービス利用料

※ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用された場合の利用料は、全額自己負担となります。その際の訪問介護サービスの利用料は、介護保険に準じるものとします。

- ◎ 介護保険外サービス(午前8時～午後6時)

1時間	2,500円
1時間を超え 30分毎に	500円

(上記時間帯以外(午後6時～午前8時)につきましては、利用料金に25%の割増料金が加算されます。)

- ◎ 通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護に要した交通費は、その実費を頂くこととなります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をお支払い下さい。
 - ・紋別市内 (片道) 200円
 - ・渚滑町・元紋別地区 (片道) 600円
 - ・小向地区 (片道) 700円
 - ・上渚滑町・宇津々・沼の上地区 (片道) 1,000円
 - ・滝上町・興部町 (片道) 2,000円
 - ・遠軽町 (片道) 4,000円

3. 利用料金のお支払い方法

- ◎ サービス利用月の月末で請求書を発行し、翌月10日までに職員が集金に伺います。
- ◎ 郵便局・北見信金による自動振替もご利用できますので、ご希望の方はお知らせ下さい。

コミュニティケアサービスセンター利用料金表(2割負担の方)

1. 訪問介護利用料

◎ 平常時間帯(午前8時～午後6時)のご利用料金は次のとおりです。

	サービス提供に必要な時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増毎)
身体介護	国の定める介護報酬額	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円	830円
	利用者負担額	330円	496円	788円	1,150円	166円
	サービス提供に必要な時間		20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	国の定める介護報酬額		1,810円	2,230円		
	利用者負担額		362円	446円		
※身体介護に引き続き、生活援助を行う場合、所定時間の20分を過ぎてから、25分を増すごとに、132円(396円を上限)追加されます。						
通院等乗降介助	国の定める介護報酬額	通院乗降介助片道		980円		
	利用者負担額	通院乗降介助片道		196円		
初回加算		2,000円/月	400円/月	新規に訪問介護計画を作成した場合に加算されます。 過去二ヶ月以上、当事業所の訪問介護を利用されず、新たに利用開始された場合にも加算されます。		
緊急時訪問介護加算		1,000円/月	200円/月	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。		

- ◎ 特別地域加算:紋別市は、離島や過疎等による理由で厚生労働大臣が定める特別地域となっているため、上記料金表の15%の割増となります。
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算:紋別市以外にお住まいの方がサービスを利用される場合は、上記料金表と特別地域加算を合わせたものに対して5%割増の料金となります。
- 介護職員処遇改善加算:上記合計額に13.7パーセントの介護職員処遇改善加算が加わります。
- ◎ 「サービス提供に必要な時間」とは、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。
- ◎ 上記サービスの利用料金は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づいて決定されたサービス内容を行う為に標準的に必要な時間についての介護給付費体系により計算されます。

- ◎ 平常時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービス提供を行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間帯(午後6時より午後10時まで) 25%割増
 - ・早朝帯(午前6時より午前8時まで) 25%割増
 - ・深夜帯(午後10より翌日午前6時まで) 50%割増
- ◎ 2人の訪問介護員が共同でサービス提供を行う必要がある場合は、利用者さまの同意の上で通常利用料金の2倍の料金となります。
- ◎ 介護保険に定められる給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者さまの負担額が変更となります。

2. 介護保険給付の対象とならないサービス利用料

※ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用された場合の利用料は、全額自己負担となります。その際の訪問介護サービスの利用料は、介護保険に準じるものとします。

◎ 介護保険外サービス(午前8時～午後6時)

1時間	2,500円
1時間を超え 30分毎に	500円

(上記時間帯以外(午後6時～午前8時)につきましては、利用料金に25%の割増料金が加算されます。)

- ◎ 通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護に要した交通費は、その実費を頂くこととなります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をお支払い下さい。
 - ・紋別市内 (片道) 200円
 - ・渚滑町・元紋別地区 (片道) 600円
 - ・小向地区 (片道) 700円
 - ・上渚滑町・宇津々・沼の上地区 (片道) 1,000円
 - ・滝上町・興部町 (片道) 2,000円
 - ・遠軽町 (片道) 4,000円

3. 利用料金のお支払い方法

- ◎ サービス利用月の月末で請求書を発行し、翌月10日までに職員が集金に伺います。
- ◎ 郵便局・北見信金による自動振替もご利用できますので、ご希望の方はお知らせ下さい。

コミュニティケアサービスセンター利用料金表

1. 第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービス利用料(1割負担の方)

	国の定める介護報酬	利用者負担額	ご利用内容
訪問型サービスⅣ	2,660円/1回	266円/1回	週1回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月4回まで
訪問型サービスⅠ	11,680円/1月	1,168円/1月	週1回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月5回以上
訪問型サービスⅤ	2,700円/1回	270円/1回	週2回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月5回～8回まで
訪問型サービスⅡ	23,350円/1月	2,335円/1月	週2回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月9回以上
訪問型サービスⅢ	37,040円/月	3,704円/月	週2回を超える程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援2の場合
初回加算	2,000円/月	200円/月	新規に訪問介護計画を作成した場合に加算 されます。 過去二ヶ月以上、当事業所の訪問介護を利用 されず、新たに利用開始された場合にも 加算されます。

2. 第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービス利用料(2割負担の方)

	国の定める介護報酬	利用者負担額	ご利用内容
訪問型サービスⅣ	5,320円/1回	532円/1回	週1回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合
訪問型サービスⅠ	23,360円/1月	2,336円/1月	週1回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月5回以上
訪問型サービスⅤ	5,400円/1回	540円/1回	週2回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合
訪問型サービスⅡ	46,700円/1月	4,670円/1月	週2回程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援1・2の場合 一月9回以上
訪問型サービスⅢ	74,080円/月	7,408円/月	週2回を超える程度のご利用が必要な 事業対象者・要支援2の場合
初回加算	2,000円/月	400円/月	新規に訪問介護計画を作成した場合に加算 されます。 過去二ヶ月以上、当事業所の訪問介護を利用 されず、新たに利用開始された場合にも 加算されます。

- ◎ 特別地域加算:紋別市は、離島や過疎等による理由で厚生労働大臣が定める特別地域となっているため、上記料金表の15%の割増となります。
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算:紋別市以外にお住まいの方がサービスを

利用される場合は、上記料金表と特別地域加算を合わせたものに対して5%割増の料金となります。

- 介護職員処遇改善加算:上記合計額に13.7パーセントの介護職員処遇改善加算が加わります。
- ◎ 平常時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービス提供を行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険支給限度額の範囲内であれば、介護給付の対象となります。
 - ・夜間帯(午後6時より午後10時まで)25%割増
 - ・早朝帯(午前6時より午前8時まで)25%割増
 - ・深夜帯(午後10時より翌日午前6時まで)50%割増
- ◎ 介護保険に定められる給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者さまの負担額が変更となります。

3. 介護保険給付の対象とならないサービス利用料

※ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用された場合の利用料は、全額自己負担となります。その際の訪問介護サービスの利用料は、介護保険に準じるものとします。

- ◎ 介護保険外サービス(午前8時～午後6時)

1時間	2,500円
1時間を超え 30分毎に	500円

(上記時間帯以外(午後6時～午前8時)につきましては、利用料金に25%の割増料金が加算されます。)

- ◎ 通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護に要した交通費は、その実費を頂くこととなります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をお支払い下さい。
 - ・紋別市内 (片道) 200円
 - ・渚滑町・元紋別地区 (片道) 600円
 - ・小向地区 (片道) 700円
 - ・上渚滑町・宇津々・沼の上地区 (片道) 1,000円
 - ・滝上町・興部町 (片道) 2,000円
 - ・遠軽町 (片道) 4,000円

4. 利用料金のお支払い方法

- ◎ サービス利用月の月末まで請求書を発行し、翌月10日までに職員が集金に伺います。
- ◎ 郵便局・北見信金による自動振替もご利用できますので、ご希望の方はお知らせ下さい。